

＜各種預金規定の改定部分の新旧対照表＞

総合口座・普通預金規定、貯蓄預金規定、自由金利定期預金規定および財形預金等規定の改定部分は、以下の新旧対照表のとおりです。

他の各種規定等につきましても以下の内容と同様の改定を行っております。

1.総合口座・普通預金規定

①総合口座規定

改定前	改定後
2.（取扱店の範囲等） （1） 普通預金は、口座開設店（以下、「当店」といいます。）のほか当行国内本支店で預入れまたは払戻し（当該貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。 （2） ① 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1,000円以上とします。ただし、中間利息定期預金の利金によって作成される預金の預入れの場合を除きます。 ② 自由金利定期金の預入れは当行所定の金額以上とします。 （3） 定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店で取扱います。 なお、当行がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合、および満期日に解約する場合で解約元金の合計額が当行所定の金額を超えるときは、預金名義人本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱います。	2.（取扱店の範囲等） （1） 普通預金は、口座開設店（以下、「当店」といいます。）のほか当行国内本支店で預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。 （2） ① 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1,000円以上とします。ただし、中間利息定期預金の利金によって作成される預金の預入れの場合を除きます。 ② 自由金利定期預金の預入れは10百万円以上とします。 （3） 定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店で取扱います。 なお、当行がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合、および満期日に解約する場合、預金名義人本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱う場合がございます。
4.（預金の払戻し等） （1） 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。 （2） 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。 （3） 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。	4.（預金の払戻し等） （1） 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出するか、または、当行が指定した端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを確認のうえ手続きを行います。 （2） 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ口座振替の手続をしてください。 （3） 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
5.（預金利息の支払い） （1） 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。 （2） 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。	5.（預金利息の支払い） （1） 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、普通預金に組入れます。 （2） 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
8.（貸越金利息等） （1） ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 以下省略いたします	8.（貸越金利息等） （1） ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 以下省略いたします

改定前	改定後
9.（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1） この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （2） この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （3） 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	9.（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1） この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （2） この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>（3） 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</u> （4） 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
10.（成年後見人等の届け出） （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 以下省略いたします	10.（成年後見人等の届け出） （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> 以下省略いたします
15.（解約等） （新設）	15.（解約等） <u>（6） 通帳が偽装、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合には、通帳の利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</u>
17.（譲渡、質入れの禁止） （1） 普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 （2） 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。	17.（譲渡、質入れの禁止） （1） 普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 （2） 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、<u>別途書面による手続き</u>により行います。
（新設）	<u>23.（規定の変更）</u> <u>（1） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

②普通預金規定

改定前	改定後
1.（取扱店の範囲） この預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当行本支店で預入れまたは払戻しができます。 なお、払戻金額が当行所定の金額を超える場合には、預金名義人本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱います。	1.（取扱店の範囲） この預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当行本支店で預入れまたは払戻しができます。 なお、<u>払戻手続きの際、預金名義本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱う場合がございます。</u>
7.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。	7.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送った場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
1 5.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権などの担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。 ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保障の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。 (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	1 5.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権などの担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。 ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保障の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) <u>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率及び料率ならびに借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについてはそれぞれ銀行取引約定書及び各融資関連契約書の定めによるものとします。</u> (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

②普通預金規定（通帳によるふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行ATM・振込機の利用にかかる特約）

改定前	改定後
1.（通帳によるふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行ATM等の利用） (1) 普通預金について発行した通帳は、当該普通預金について、ふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行現金自動預入支払機（以下「FFGのATM」といいます。）を使用して、普通預金への預入れをすることができます。 (2) 普通預金についてキャッシュカード（法人に発行したキャッシュカードを除きます。）を発行している預金者に限り、当該普通預金について、この通帳により次の場合にFFGのATMを利用することができます。 なお、申し出があれば、次の通帳によるFFGのATMの利用をしない取扱いもできます。 ア FFGのATMを使用して預金を払戻す場合。 イ FFGのATMを使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込を依頼する場合。 ウ その他当行所定の取引をする場合。	1.（通帳によるふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行ATM等の利用） (1) 普通預金について発行した通帳は、当該普通預金について、ふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行現金自動預入支払機（以下「FFGのATM」といいます。）を使用して、普通預金への預入れをすることができます。<u>ただし、一部のATMでは使用できない場合があります。</u> (2) 普通預金についてキャッシュカード（法人に発行したキャッシュカードを除きます。）を発行している預金者に限り、当該普通預金について、この通帳により次の場合にFFGのATMを利用することができます。<u>ただし、一部のATMでは使用できない場合があります。</u> なお、申し出があれば、次の通帳によるFFGのATMの利用をしない取扱いもできます。 ア FFGのATMを使用して預金を払戻す場合。 イ FFGのATMを使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込を依頼する場合。 ウ その他当行所定の取引をする場合。
2.（FFGのATMによる預金の預入れ） (1) FFGのATMを使用して預金に預入れをする場合には、FFGのATMの画面表示等の操作手順に従って、FFGのATMに通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) FFGのATMによる預入れは、FFGのATMの機種により当行所定の種類の金種に限ります。また、1回あたりの預入れは当行所定の枚数による金額の範囲内とします。	2.（FFGのATMによる預金の預入れ） (1) FFGのATMを使用して預金に預入れをする場合には、FFGのATMの画面表示等の操作手順に従って、FFGのATMに通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) <u>FFGのATMによる1回あたりの預入れは、「紙幣100枚以内」かつ「硬貨100枚以内」かつ「紙幣・硬貨合計で100万円以内」とします。また硬貨の預入は当行店舗内のATMに限ります。</u>
3.（FFGのATMによる預金の払戻し） (1) FFGのATMを使用して預金の払戻しをする場合には、FFGのATMの画面表示等の操作手順に従って、FFGのATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」といいます。）および金額を正確に入力してください。 この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) FFGのATMによる払戻しは、FFGのATMの機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。 (3) FFGのATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条に規定する自動機利用手数料および振込手数料の金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	3.（FFGのATMによる預金の払戻し） (1) FFGのATMを使用して預金の払戻しをする場合には、FFGのATMの画面表示等の操作手順に従って、FFGのATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」といいます。）および金額を正確に入力してください。 この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。<u>ただし、一部のATMでは使用できない場合があります。</u> (2) FFGのATMによる払戻しは、「紙幣100枚以内（千円券は50枚以内）」かつ「硬貨999円以内」かつ「紙幣・硬貨合計で50万円以内」とします。また硬貨の払出しは当行店舗内のATMに限ります。なお、1日あたりの払戻しは<u>50万円まで</u>とします。 (3) FFGのATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条に規定する自動機利用手数料および振込手数料の金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

改定前	改定後
4.（FFGのATMによる振込） FFGのATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、FFGのATMの画面表示等の操作手順に従って、FFGのATMに通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出の必要はありません。	4.（FFGのATMによる振込） （1） F F Gの A T Mを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、 F F Gの A T Mの画面表示等の操作手順に従って、 F F Gの A T Mに通帳を挿入し、届出の暗証<u>その他の事項</u>を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出の必要はありません。 （2） <u>F F Gの A T Mを使用して振込を依頼する場合に、振込金額、第 5 条第 1 項に規定する出金手数料および第 5 条第 2 項に規定する振込手数料の合計額が、預金を払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。</u>
5.（自動機利用手数料等） （1） FFGのATMを使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行所定のFFGのATMの利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料等」といいます。）をいただきます。 （2） 自動機利用手数料は預金の預入れまたは払戻し時に、払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 （3） 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 （4） 払戻した金額と自動機利用手数料金額または振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。	5.（自動機利用手数料等） （1） F F Gの A T Mを使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、<u>当行ホームページ記載の</u> A T Mの利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料等」といいます。）をいただきます。 （2） 自動機利用手数料は預金の預入れまたは払戻し時に、払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 （3） 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 （4） 払戻した金額と自動機利用手数料金額または振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

③暗証番号照合による預金払戻し等に関する窓口取引特約

改定前	改定後
各預金規定等にかかわらず、次の特約を適用させていただきます。	<u>総合口座取引規定、普通預金規定等にかかわらず、次の特約を適用させていただきます。</u>
1.（適用範囲） （1） 本特約は当行で暗証番号照合が可能な預金口座がある場合の各種取引を行うお客さまとの取引に適用されるものとします。なお、暗証番号照合とは、当行国内本支店の窓口に設置した暗証番号照合が可能な当行所定の機器（以下、「暗証番号照合端末」といいます。）における銀行取引について、本人であることの確認手段として、預金口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の照合方式のことをいいます。 （2） 暗証番号照合端末において、通帳またはカードを用いて暗証番号照合を第 4 条に定める取引に利用することができます。 （3） 本特約は、当行が別途定める各取引に係る規定（以下、「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。	1.（適用範囲） （1） 本特約は当行で暗証番号照合が可能な預金口座がある場合の<u>総合口座取引、普通預金取引</u>を行うお客さまとの取引に適用されるものとします。なお、暗証番号照合とは、当行国内本支店の窓口に設置した暗証番号照合が可能な当行所定の機器（以下、「暗証番号照合端末」といいます。）における銀行取引について、本人であることの確認手段として、預金口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の照合方式のことをいいます。 （2） 暗証番号照合端末において、通帳またはカードを用いて暗証番号照合を第 4 条に定める取引に利用することができます。 （3） 本特約は、当行が別途定める<u>総合口座取引、普通預金取引に係る規定</u>（以下、「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがある事項は本特約の定めが適用され、本特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

改定前	改定後
3.（本人確認等） 暗証番号照合による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。 （1） 暗証番号照合端末付属の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。 （2） 預金払戻し受付時において、来店者が当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために、当行は原規定に定めがある払戻しの手続に加え、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。なお、暗証番号照合端末における当行所定の本人確認手続等を実施した場合には、キャッシュカード又は通帳を利用しての出金機での1回あたりの払戻金額および1日あたりの払戻金額は、当行所定の範囲内において、暗証番号照合端末における当行所定の本人確認手続等を実施しない場合の当行所定の金額の範囲を超えることができます。 （3） 第1項および第2項により本人かどうかを確認のうえ取扱いましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 （4） 第1項の取扱いにおいて当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、通帳またはカードの利用を停止させていただきます。	3.（本人確認等） 暗証番号照合による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。 （1） 暗証番号照合端末付属の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。 （2） 預金払戻し受付時において、来店者が当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために、当行は原規定に定めがある払戻しの手続に加え、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。なお、暗証番号照合端末における当行所定の本人確認手続等を実施した場合には、キャッシュカード又は通帳を利用しての出金機での1回あたりの払戻金額および1日あたりの払戻金額は、当行所定の範囲内において、暗証番号照合端末における当行所定の本人確認手続等を実施しない場合の当行所定の金額の範囲を超えることができます。 （3） 第1項および第2項により本人かどうかを確認のうえ取扱いましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 （4） 第1項の取扱いにおいて一定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、通帳またはカードの利用を停止させていただきます。

2.貯蓄預金規定

改定前	改定後
7.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎月の所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	7.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎月第2金曜日の翌営業日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

3.自由金利定期預金規定（自由金利定期預金規定（証書式））

改定前	改定後
3.（利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された口座に入金します。 ② 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （3）当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約に応じる場合および第6条第2項および第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（なお、この利率は、解約日における普通預金利率を下回ることとはしないものとします。小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、上記方法により計算した利率は、預入日から解約日の前日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日の前日までの預入期間に対応する「預入日における店頭金利表示利率に90%を乗じた利率」を上回ることとはしないものとします。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下省略いたします 6.（解約等） （新設）	3.（利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された口座に入金します。 ② 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （3）この預金を第6条第1項、第3項および第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（なお、この利率は、解約日における普通預金利率を下回ることとはしないものとします。小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、上記方法により計算した利率は、預入日から解約日の前日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日の前日までの預入期間に対応する「預入日における店頭金利表示利率に90%を乗じた利率」を上回ることとはしないものとします。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下省略いたします 6.（解約等） （1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 以下省略いたします。

4.財形預金等規定（Ⅰ.期日指定定期預金）

改定前	改定後
4.（利息） （1） この預金の利息は、次のとおり計算します。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。 A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率 B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」という。） ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとにその約定日について、預入日における当行所定の利率によって計算します。 ③ 前①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（既に預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。 以下省略いたします	4.（利息） （1） この預金の利息は、次のとおり計算します。 ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。 A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率 B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」という。） ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとにその約定日について、預入日における当行所定の利率によって計算します。 ③ 前①、②の利率は、預入金額ごとの預金各満期日にそれぞれ変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（既に預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。 以下省略いたします